

平成 30 年度

社会福祉法人三島市社会福祉協議会事業計画(案)

I 基本理念

「ふれあい、支え合い、思いやりの気持ちを実践するまち」

近年、少子高齢社会の急速な進展や地域社会・家庭機能の変化が重なり、支援が必要な一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加をはじめ、高齢者等の孤立死、児童虐待、いじめ、貧困の拡大など、福祉や生活に対する様々な課題が深刻化し、家族の絆や、地域住民の支え合い、交流の大切さなどが改めて重要視されています。

また、毎年のように発生する大規模な自然災害においても、地域住民の支え合いの重要性が特に注目され、自主防災活動や地域の見守り活動、災害ボランティアの活動などにも大きな期待が寄せられています。

三島市では、平成 28 年 3 月に「第 3 次三島市地域福祉計画」を策定し、今年で 3 年目を迎えます。この計画では、「ふれあい、支え合い、思いやりの気持ちを実践するまち」の基本理念に基づき、「地域福祉への関心と市民参加を高める意識づくり」、「地域をつなぎ福祉基盤を充実する仕組みづくり」、「健康で安全・安心に暮らせる環境づくり」の 3 つの目標を掲げておりますが、多岐にわたる施策を推進するため、地域ぐるみで地域の福祉課題に取り組む体制が求められています。そのため、この計画との整合を図りながら平成 28 年 7 月に本会が策定した「第 3 次地域福祉活動計画」が一体となって体制整備に取り組んでいく必要があると考えております。

また、本会では、社会福祉法人制度改革を受け、これまで以上に透明性・公益性を確保するとともに、多くの市民の皆様に参加・協力していただけるよう、分かりやすい情報発信に努めてまいります。そして、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的」と位置付けられた社会福祉協議会として、広く市民や社会福祉関係者、行政に支えられた「公共性」と、民間組織としての「自主性」という 2 つの側面を併せ持つ組織力を活かし、地域住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関との連携により、「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」を目指してまいります。

法律上の位置づけ（社会福祉法第 109 条）

地域福祉の推進を目的として社会福祉協議会は以下の事業を実施する

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉協議会活動の 5 つの原則

1	住民ニーズ基本の原則	調査や住民の要望、福祉課題把握に努め、住民のニーズに基づく活動を基本にすすめます。
2	住民活動基本の原則	住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織（地区社会福祉協議会）を基盤として活動をすすめます。
3	民間性の原則	民間組織らしく、開拓性、即応性、柔軟性を生かした活動をすすめます。
4	公私協働の原則	社会福祉、保健・医療、教育、労働等行政機関や民間団体との連携をはかり、行政と住民組織との協働による活動をすすめます。
5	専門性の原則	住民活動の組織化、ニーズの把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、民間福祉の専門性を生かした活動をすすめます。

II 重点項目

1 地域福祉活動計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の推進

新たな時代の要請に応じた地域福祉の取組み及び市社協の体制づくりを進めるため、第 3 次地域福祉計画に基づき、平成 28 年 7 月に第 3 次地域福祉活動計画を策定しました。計画推進の 3 年目となる本年度は、初年度の達成状況と事業評価を行い、施策の問題・課題点を整理し引き続き円滑な施策の展開を図っていきます。

2 地域における互助の振興を目標とした取り組みの推進

地域の人々の交流、その交流の中での何気ない会話から共感が生まれ、自然に助け合い活動へ発展していくよう、市内に点在する「居場所・サロン」活動を支援していくとともに、「居場所・サロン」が展開されていない地域への仕掛け、居場所作りの担い手の育成を行っていきます。

3 地域における権利擁護の充実

成年後見人等の受任を一層促進するとともに、身近な地域で被後見人等の貢献活動を行う市民後見人の育成に取り組んでいきます。また、判断能力が十分でない方への日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業について、必要とする人に支援が届くように相談支援事業所や居宅介護事業所等の関係機関と連携し、拡充していきます。

4 地域包括ケアの推進

一般的に介護保険を利用される年齢と言われる 75 歳。2025 年は団塊の世代がその歳にあたり、保険料の負担増、介護施設の不足などいろいろな問題が起こると予想される中、三島市より生活支援コーディネーター業務及びサロン支援業務を受託し、関係機関と連携しながら、介護予防・生活支援サービスなどの充実などを図り、医療、介護、住居などが一体的に提供される地域包括ケアを推進し、誰もが住みなれた地域で継続して暮らせるまちづくりを進めます。

5 広報啓発事業の充実

様々な世代が情報を得られるように、社協だよりやホームページなどの多様な情報ツールを活用し、住民へ本会の事業内容を一層周知するとともに、地区サロンやボランティア団体など多くの関係者の活動を紹介することで、地域福祉活動への住民参加の促進を図ります。

6 介護事業所等の施設整備の推進

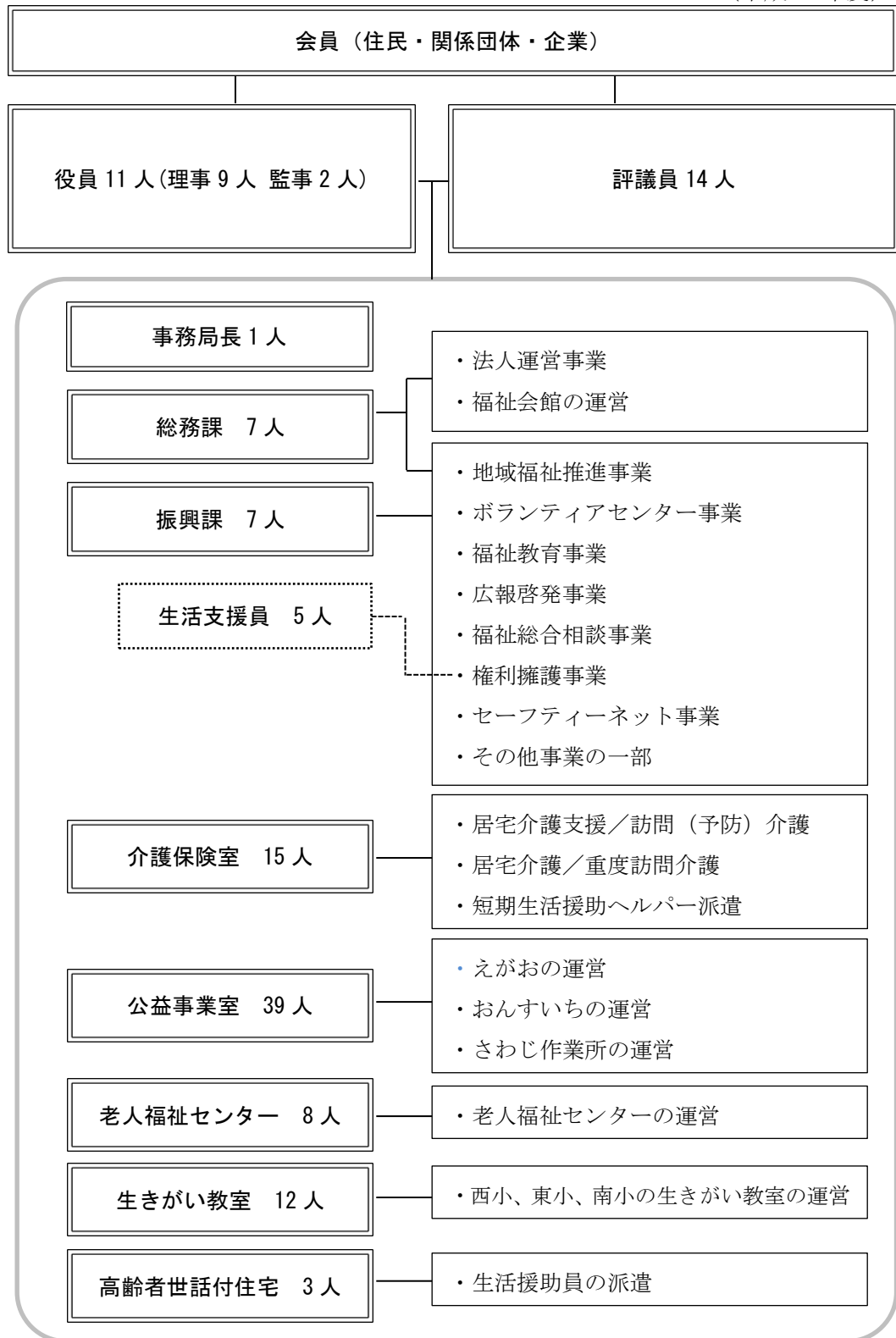
平成 29 年度中に指定生活介護事業所「おんすいち」の増築工事、就労継続支援 B 型事業所「さわじ作業所」の増築・既存建物の改修(リフォーム)が完了しました。

今年度は引き続き、指定生活介護事業所「おんすいち」の既存建物の改修(リフォーム)を実施し、両事業所の施設整備を図ります。

Ⅲ 組織構成と事業体系図

三島市社会福祉協議会は昭和 26 年に設立され、昭和 44 年に法人としての認可を受け、以後、本会の目的に賛同する会員の増強を図る中で、次の組織で活動しています。

(平成 30 年度)



IV 実施計画

1 地域福祉推進事業

地域福祉活動は、縦割りの制度の狭間にうもれた人々を横断的なネットワークで支え合うことです。この横断的なネットワークの中には、専門職による「相談・支援」だけではなく、その人に寄り添う近隣の人たちの福祉の力、そして、その人の課題を地域の課題として気づき、「この人をなんとかしたい」という近隣の人たちの思いや動きが必要不可欠です。地域で多種多様な生活課題を抱える住民を排除せず同じ住民として受け入れ、どう支援していくか「共に生きる社会づくり」を目的とし、高齢者の孤立の防止や地域におけるあらたな支え合いの構築を目指していくため、本事業を実施します。

(1) 地域福祉活動計画の策定及び周知

住民、行政、福祉関係団体等が互いに連携した地域ぐるみの福祉推進に向け、市と協力して地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知に取り組みます。

(2) 福祉ニーズの把握

福祉ニーズに基づく活動を進める為、地域住民の要望、福祉課題等を質的調査・量的調査を用いて把握し、課題解決のための方法について調査・研究を行います。

(3) 世代間交流の開催

地区サロンを中心に、子どもから高齢者まで、ふれあう機会が少ない者同士を文化、運動などをおとした交流活動を行い、世代をこえた地域ネットワークへ発展させていきます。

(4) 居場所づくり養成講座の開催

「居場所づくり」から「つながりを生む仕掛け」など、居場所づくりのための企画、運営体制などの必要なノウハウを学ぶ実践講座を開催し、子育ての広場、高齢者のサロン、コミュニティカフェなどの「まちの居場所」を広げていきます。

(5) 小地域ネットワーク活動

小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開するものです。この活動を推進していくため、概ね自治会・町内会を単位に、見守りと助け合いのネットワークを構成していきます。

(6) 小地域福祉活動リーダーの養成

住民が小地域で中心となって地域福祉活動を進めていくため、リーダーを養成する講座を開催します。

(7) 地域組織化への取り組み

各地域において福祉活動に取り組む組織の各々の機能をつなげ、住民主体による協働・連携のシステムを構築し、更なる「見守り活動」「ふれあい活動」「個別支援活動」等へ発展させていきます。

(8) 生活支援コーディネーター業務

生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発、関係者のネットワーク化の推進、ニーズとサービスのマッチングを役割とし、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していきます。

(9) サロン（居場所）支援

住民運営の通いの場の立ち上げ、継続のアドバイス、サロン連絡会の開催、介護予防啓発・支援、運営費の補助を行い、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

(10) 当事者組織の立ち上げ

同じ状況にある当事者を集め、仲間づくり、ピアカウンセリングを行いながら、当事者主体の活動組織立ち上げに向けた支援をしていきます。

(11) 芙蓉台地区モデル事業住民参加型在宅福祉サービス「おたがいさまサービス」の実施

誰もが「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」を少しでも実現するため、地域福祉の原点である住民主体の原則にもとづき、福祉制度では対応できない生活課題を解決するために住民参加型在宅福祉サービスを実施します。

(12) 光ヶ丘地区モデル事業 県営住宅を利用した居場所の立ち上げ

静岡県住宅供給公社に県営住宅の空き部屋を地域住民へ開放していただけるよう要望し、この空き部屋を拠点に居場所を立ち上げ、住民相互の見守り、介護予防や生活支援の構築など、住民が自発的に行える体制を整備していきます。

2 ボランティアセンター事業

ボランティアとは、誰もが安心して幸せに暮らせる福祉のまちづくりのために、自分にできることを自ら進んで行う活動です。本事業は、住民のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成や活動の支援をもって、地域福祉の増進に資すること目的に実施します。

(1) ボランティアコーディネート

ボランティアに関する様々な相談に応じるほか、ボランティアと求める側との関係調整及び目的の合致(寄附物品を含む)、福祉ニーズに応じた新たなボランティアグループの立ち上げなどを行います。

(2) ボランティア登録の受付

ボランティア(個人・グループ)に関する情報を整理し、効果的な情報発信やボランティアコーディネートなどに活用するため、ボランティア登録の受け付けを行います。

(3) ボランティア活動保険ほか窓口業務

ボランティア活動中の事故によるケガや損害賠償責任を補償するボランティア活動保険のほか、地域福祉活動等の行事における、主催者や参加者のケガ等を補償するボランティア行事用保険等の加入手続きに関する窓口業務を行います。

(4) 三島市ボランティア連絡協議会の事務局

登録したボランティア(個人・グループ)の中で、相互の交流・連携を深めることに賛同した有志の集まりである三島市ボランティア連絡協議会の事務局を担い、会員と共に市内のボランティア活動を推進します。

(5) ボランティア入門講座

ボランティア活動をしたいが1人で飛び込む勇気がない、どのような活動をしてよいかわからないなど、潜在的なボランティア希望者に対して、気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりとして実施します。

(6) 精神保健福祉ボランティア推進事業

ゲートキーパーの養成など精神保健福祉のボランティアの育成を行い、住民主体による精神保健福祉関連の活動を広げます。

(7) 社会貢献に取り組む企業の発掘・支援

企業や地域社会などの垣根を越えた協働活動を通じて、企業・地域社会が相互理解を深め、よりよい社会の実現、よりよい社会貢献の在り方について考える機会を推進します。

(8) ボランティアグループ事業費補助

住民主体による福祉活動の支援及び地域福祉の向上に資する為、ボランティアグループが実施する公益的な活動について、必要な経費の一部を補助します。

(9) ボランティアグループ活動支援

市内のボランティアグループの様々な相談に対応するほか、必要な活動資金となる民間助成金等の情報提供、活動場所やロッカーの貸し出し、他機関等への事務申請、推薦文書の作成を行います。

(10) 災害ボランティア登録制度

市内の被災者の支援・生活再建支援のために、自主的に活動いただける方を常時募集・登録することで、災害時の混乱した中でも迅速かつ効果的にボランティア活動が行えるよう備えます。

(11) 災害ボランティア本部立上訓練

災害時に市と社会福祉協議会が連携して、災害時のボランティア受付、活動場所の斡旋及び配置調整等を行う災害ボランティア本部を設置します。また、現行の体制を検証する為、訓練を実施します。

(12) 災害ボランティア本部運営マニュアルの定期的な見直し

三島市地域防災計画に基づき、災害ボランティア本部の円滑な運営と的確な被災者支援を図るために作成したマニュアル(H27 作成)について、定期的に市及びボランティアと共に見直しを行います。

(13) 災害ボランティアコーディネーター活動支援

災害ボランティア本部は、社協職員及び災害ボランティアコーディネーター等で構成されます。これを踏まえ、本部の運営・コーディネートを担うこととなる災害ボランティアコーディネーターへの技術指導等の支援を行います。

(14) 災害ボランティアコーディネーター養成講座

大規模災害発生時、被災地の復旧・復興のためにはボランティアの力が必要不可欠であるため、災害ボランティアコーディネーターを養成し、市内における災害ボランティア受入れ体制の強化を図ります。

3 福祉教育事業

福祉教育は、地域福祉についての関心と理解を深め、主体的な参加と協働を促すことを目的とする教育活動です。みんなが幸せに生活ができ、暮らしやすい社会をつくるために、自分にできることを一人ひとりが主体的に考え、行動する力を育めるよう、取り組みを推進していきます。

(1) 講師連絡会の発足

地域で生活している障がいのある方やボランティア団体に対し、福祉教育の講師としてご登録いただき、福祉教育活動の担い手として活躍していただきます。

(2) 福祉教育メニューの作成

学校や地域住民、企業等が、より福祉教育を取り入れやすくできるように、登録講師の紹介やプログラムの紹介、福祉教材の提供等について明確化します。

(3) 学校に向けた福祉啓発の実施

「生活の中で課題をみつけ、調べることをとおして理解し、仲間と共に気づき高め合う」ことを意識したプログラムの実践を行います。

(4) 地域住民を対象とした福祉啓発の取り組みの支援

地域が抱える生活課題を発見・解決するために福祉啓発講座を行い、講師やプログラムの紹介、資機材の提供等の支援を行い、マンパワーを育成していきます。

(5) 企業に向けた福祉啓発の実施

企業に対する福祉啓発を進めるため、福祉教育メニューを活用して、新入職員やリーダー等の社員向けの研修会や勉強会等を支援します。

(6) 当事者による福祉教育講演会（若年性認知症など）

当事者の方を講師に迎え講演をしていただきます。当事者の方を取り巻く環境や自分たちができること(支えられること)についての理解を深めてもらい、地域の支え合う仕組みづくりについて推進していきます。

(7) 福祉映画の上映

福祉課題等の啓発を目的に、誰にでもわかりやすい福祉を考えることのできる映画を使用した福祉映画上映会を開催します。

4 広報啓発事業

社協が取り組んでいる事業活動の紹介・報告、催事の案内をすると共に、地区サロンやボランティア団体など多くの関係者の活動の紹介など、幅広い福祉関係情報の提供を通して、住民の福祉への関心・理解の促進、参加を高める意識づくりを目的に本事業を実施します。

(1) 社協だより「はつらつ」の発行

社協の事業活動の紹介や福祉関係情報などを住民にお伝えする広報紙を年5回発行します。関係機関との情報面での連携を図り、福祉情報を効果的に提供できるよう、住民と共に作り上げていく広報紙を目指します。

(2) ホームページの運営

インターネットを通じて、福祉関係情報の収集、各種様式のダウンロードなどができるようホームページを運営します。より旬な情報を住民へ届けられるように随時更新していきます。

(3) 社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し感謝の意を表すとともに、福祉意識の高揚を図ります。また、より多くの住民に福祉について考え理解してもらうきっかけづくりとして、福祉講演会を併せて実施します。

(4) 児童福祉週間の啓発 (5月5日から5月11日)

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できるように、児童福祉の理念の普及に努めます。

(5) 老人福祉週間の啓発 (9月15日から9月21日)

本格的な超高齢社会を迎えた今日、地域社会が高齢者との関わりを深めていくことは極めて重要であると踏まえ、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加促進、高齢者の人権の尊重等の啓発に努めます。

(6) 障がい者週間の啓発 (12月3日から12月9日)

障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、本週間の啓発に努めます。

5 福祉総合相談事業

住民の暮らしの中のあるあらゆる相談に応じるとともに、関係機関との連携や福祉サービスにつなげるなど、適切な援助や助言を行い課題解決に向けた取り組みを行うことを目的に本事業を実施します。

日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付、介護保険事業、ボランティアセンター事業等の実績を活かし、相談・支援への取り組みを一層強化するほか、制度・事業・分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員を配置します。

また、様々な福祉に関する相談窓口を明確化するために、各分野の相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。

(1) 福祉なんでも相談

生活や家族、地域福祉、福祉サービス等、日常生活における不安や福祉に関する相談に応じます。

(2) 介護なんでも相談

介護サービスや介護方法、相談したいが誰に聞いていいかわからないことなど、介護全般に関する相談に応じます。

(3) ボランティア相談

ボランティアとして活動してみたい方や、ボランティアを活用したいといった方に対する相談に応じます。

(4) 地域の困りごと相談

老人会や子ども会等の団体に関する相談や、居場所づくりに関する相談、地域での困りごと等に関する相談に応じます。

6 権利擁護事業

権利擁護とは、読んで字のごとく「権利」を「護る」ということですが、ここでいう権利とは、自分のことを自分で決める(自己決定)、人生を主体的に生きる(自己実現)という権利です。認知症等により判断力が低下している場合など、この権利が無視・侵害されることが少なくありません。本事業では、そうした方々の自己決定や自己実現の権利が守られるようにするための支援を行っていきます。

(1) 日常生活自立支援事業の実施

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

(2) 日常生活自立支援事業における生活支援員の養成

社協の職員である「専門員」と専門研修を受けた「生活支援員」が利用者宅を訪問し定期的な支援を行ってきます。今後、より多くの方々の利用に対応できるよう「生活支援員」の養成を行います。

(3) 成年後見制度の広報・啓発

本制度は、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

本制度について、より住民へ認知してもらう為、広報・啓発を行います。

(4) 成年後見制度の相談会の実施

成年後見制度の利用にあたって、利用に関する相談や申し立て支援、成年後見人候補を推薦する団体の紹介などの支援を行います。

(5) 法人後見事業の実施

法人後見とは、社会福祉法人などの法人が成年後見人等になることです。社協では、この法人後見について、行政・関係機関との話し合いの場をもって取り組みの体制を整備し、実施してまいります。

(6) 市民後見人養成講座の開催

市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のことです。市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動ができ、地域における支えあい活動に主体的に参画する人材として期待されることから、市民後見人の養成を実施します。

(7) 成年後見ネットワーク勉強会の開催

権利擁護支援の必要な人の発見・相談・支援等をより効果的に実施するため、成年後見ネットワークにおける中核機関を目指すと共に、関係機関との連携を密にし、勉強会を開催します。

7 セーフティネット事業

人は生きていく上でいろいろな生活課題、困難やトラブルに直面します。就学、就職、結婚、出産・育児などのさまざまな出来事(ライフイベント)は、生活の変化を伴い、ときにリスクをもたらします。また、予期せぬ病気、失業、事故や災害、犯罪被害、あるいは人間関係や虐待をはじめとする家族関係の不全など、個人の力では予防

や解決できないことも起こります。そうしたリスクを社会全体で分かち合うことが必要であり、いざというときを支えるのがセーフティネット事業です。

平成 27 年 4 月より市内においても生活困窮者自立支援法による相談機関が立ち上がりましたが、社協ではこの機関との連携はもとより、民生委員・児童委員や福祉事務所、ハローワーク等の関係機関と連携し、既存の制度では対応できない狭間の福祉ニーズに対する相談・支援を実施していきます。

(1) 生活福祉資金貸付

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。

(2) 生活一時扶助金

生活保護に至らず生活福祉資金の貸付条件も満たさないものの手持ち金がなく、また、解雇・病気等の理由により初回満額給料日や年金支給日等までに生計の維持が困難となった場合のつなぎ生活費として、年 1 回 10,000 円を限度に扶助します。

(3) 食糧支援

上記生活困窮者等に対して、フードバンクふじのくにより取り寄せた食糧や住民からいただいた食糧等を提供して支援します。原則、食糧の一括提供は行わず、2 週間ごとの相談援助日を設け、生活状況を伺いながら提供していきます。

(4) 歳末見舞金の贈呈

新たな年を迎える時期に、経済的な理由で生活困窮に陥っている世帯に対し、民生委員・児童委員の調査協力のもと見舞金を贈呈します。※生活保護世帯を除く

8 法人運営事業

法人組織としての適切な運営を中心的に担い、財務管理や労務、人事管理も含めた各部門の総合的な調整などの組織管理(マネジメント)を行うとともに、理事・評議員等と連携して、中長期的な観点から将来的な組織運営のあり方を構築・計画していきます。

コスト把握の上立った中長期的な計画の中で、継続的に適切な事業評価を実施し、自主財源である会費や寄附金に関しても、市民や企業への一層の理解と協力をお願いしながら安定的な財務運営に努め、財務諸表等の情報公開を実施するとともに、社協が実施している活動を広報誌等で積極的に発信し、地域住民に広く活動を周知していきます。

また、計画的な職員採用や人材育成を念頭に置いた職員配置、研修会等への参加を促進し、職員のスキルアップや意識改革を行い、事務、事業の効率化及び適正化を図っていきます。

(1) 組織運営のための会議等の開催

本会の定款に基づき、法人運営に必要な「理事会」、「評議員会」、「監事監査」を開催します。

(2) 社会福祉振興基金等の運用

長寿社会に向けた在宅福祉の向上、健康づくり、ボランティア活動の活性化を推進する事業等を実施するため、基金等の安全かつ効率的な運用を図ります。

(3) 寄附文化の醸成に向けた取り組み

「寄附をする」という想いや行為が地域福祉の推進に大きな役割を果たし、助けあい活動として循環していることを広く啓発するとともに、潜在的な寄附希望者が寄附しやすいように、寄附の方法とその活用実績を周知し、協力依頼を行います。

(4) 会員の増強

住民会員制度は、地域社会で住民主体の福祉活動を実現するうえでの根幹であると同時に、本会の事業・運営が地域住民の参加・協力・支持によって進められるために必要な基本的制度であるため、一般会員の皆様にご理解いただき、本会の趣旨・目的に賛同を得られるよう努めます。また、賛助会員の増強を図ります。

(5) 職員育成の強化

静岡県社会福祉協議会等が開催する経験と階層に応じた研修、法令遵守(コンプライアンス)研修、会計・経理事務研修、職種に応じた専門研修会等への参加により、職員のスキルアップや意識改革、資格取得を促進します。

(6) 適切な人員配置と労務管理

基準に基づく有資格者の適切な配置とともに、業務内容を踏まえた必要な人員配置を進め、事務事業において効率的な職員体制の整備を行います。また、各種法令等を遵守した適切な労務管理と働きやすい職場環境を整備します。

(7) 個人情報保護

個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取扱われるべきものであることに鑑み、本会が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な事項を定めた個人情報保護規程等に基づき、個人の権利利益を保護します。

(8) 苦情処理解決第三者委員

本会の福祉サービスに対する苦情について、苦情解決第三者委員(民生委員児童委員、社会福祉事業関係者、市内に居住又は通勤する知識経験を有する者)を設け、円滑かつ円満に苦情の解決を行います。

9 指定事業所の運営

利用者本位を基本とし、サービスの質の向上に努めながら住み慣れた地域で自分らしく生活できるように、介護保険法に基づく介護保険事業所として「居宅介護支援」、「訪問介護(予防訪問介護)」のサービスを、障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所として「居宅介護」、「重度訪問介護」、「生活介護事業所」、「就労継続支援B型事業」のサービスを、提供しサポートしていきます。

■介護保険法指定

(1) 居宅介護支援

介護が必要となり介護保険制度を利用するには、要介護認定に基づいたケアプランの作成が必要になります。そのためのご相談やケアプランの作成を行います。

(2) 訪問介護（予防訪問介護・訪問型サービスA・B）

ホームヘルパーがご自宅にお伺いして、介護を必要とされる方の日常生活をお手伝いし、住み慣れたご自宅での生活をサポートします。

■障がい者総合支援法指定

(3) 居宅介護

身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者などがご家庭で介護や家事の手助けが必要なとき、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・食事の介助などの身体介護や調理・洗濯などの家事援助を行います。

(4) 重度訪問介護

重度の身体障がい者、障がい児などがご家庭で介護や家事の手助けが必要なとき、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・食事の介助などの身体介護や調理・洗濯などの家事援助、外出時における移動中の介護などを行います。

(5) 指定生活介護事業所「えがお」の運営

利用定員 さくら班 20名／現利用者数 22名(主に知的障害のある方)
すぎな班 20名／現利用者数 20名(主に知的・身体共に重度の障害のある方)

さくら班の活動内容

食品製造(パウンドケーキ・クッキーなど)、雑貨製作(紙漉き製品・ビーズ・七宝焼き・縫物製品)、リサイクル(古紙・アルミ缶ほか)等。

すぎな班の活動内容

日常生活支援(食事介護・排泄介護・入浴介護)・機能訓練・健康づくり支援、社会参加支援等。

(6) 指定生活介護事業所「おんすいち」の運営

利用定員 20名／現利用者数 21名

活動内容

日常生活・社会生活能力の維持向上、健康管理、社会参加機会の提供などを支援し、活動として、クッキー・ジャムなどの食品製造、ビーズ・ステンシル・縫製品などの自主製品づくり、リサイクル回収、農園芸作業、販売など。

また、ボランティア・実習生・見学者などの受入れや、地域交流・地域活動への参加などにより地域と繋がる・地域に開けた事業運営を図ります。

(7) 指定就労継続支援B型事業所「さわじ作業所」の運営

利用定員 20名／現利用者数 23名

活動内容

就労・生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練などを支援し、活動として、三島市保健センターの清掃請負作業、市民体育館清掃請負作業(月2回程度)、三島税務署清掃請負作業(年2回程度)、すてっぷでの販売・接客活動、リサイクル活動、UVプリンター・レーザー加工機を活用した新商品開発、木工製品づくり、下請け作業等を行います。

■その他

(8) 短期生活援助事業におけるヘルパー派遣

急な傷病により家事や身の周りの片づけの援助が必要な人に、一時的なヘルパーを派遣する短期生活援助事業(三島市実施)において、本会ヘルパーが、この事業のヘルパーとして利用者宅を訪問し支援します。

10 受託施設の運営及びその他事業

(1) 社会福社会館の運営（指定管理者）

社会福社会館は、社会福祉事業の振興と市民の福祉活動の育成発展を図るための施設であり、福祉情報の発信基地として、また、情報交換の場として、市民が利用しやすい会館を目指します。

平成 26 年度から三島市より指定管理者として指定を受け運営管理を行っておりますが、利用者にアンケート調査を実施するなど、更なるサービスの改善に努めていきます。

また、平成 29 年度にはトイレドアの改修を行うなど、利用者の安全に十分配慮し快適な環境を提供していきます。

(2) 老人福祉センターの運営（指定管理者）

老人福祉センターは、高齢者の孤立や閉じこもりを防止し、人と人がつながる世代間の交流を深める場の提供など、高齢者を支える連携を推進する役割を担っています。

平成 30 年度より新たに 5 年間、三島市より指定管理者として指定を受けましたので、引き続き、老人福祉法に規定する施設として、来館された皆様の各種相談に応ずるとともに、高齢者の心身の健康の保持・増進や教養の向上を目指し健康講座や介護予防講座等を開催し、各種レクリエーション等を通じて高齢者の社会参加を促すなど、適切なサービスを提供していきます。

また、ヘルストロン等各種設備機器を提供するなど、利用者へのサービス向上を図っていきます。

(3) 三島市共同募金会としての共同募金業務

社会福祉法人静岡県共同募金会の三島市の窓口として「三島市共同募金委員会」を組織し、運営委員会の開催をはじめ年間を通して共同募金運動に協力していきます。また、社会福祉への住民の理解を深め、地域福祉活動の財源を確保するとともに地域福祉の推進に貢献していきます。

(4) 助成支援事業

子育てサービスの充実・支援及び犯罪から市民を守る活動を推進する為、下記団体が実施する事業に助成します。

- ・三島市民間社会福祉施設協議会(民間社会福祉施設職員の質の向上事業)
- ・三島市子ども会連合会(子ども会フェスティバル・アウトリーダー講習会・中央球技大会)
- ・三島市小中学校連合修学旅行団体(準要保護世帯への小・中学生修学旅行費)
- ・三島地区保護司会(社会を明るくする運動)

(5) 福祉車両・車椅子・介護補聴器の貸し出し

在宅の外出困難な高齢者及び障がい者等の生活圏拡大と社会参加を支援すること、及び体力維持向上、交流、親睦を支援し日常生活の向上を図ることを目的に実施します。

(6) 障がい者スポーツ大会参加支援

市内の障がい者支援事業所及び関係団体の会員が参加する三島市との共催事業において、本会運営の事業所の参加をはじめ、参加推進を図るべく会場までの巡回バスの運行を行い支援していきます。

(7) 障がい者福祉施設等の連携強化

市内の障がい者支援事業所及び関係団体との連携を図るために、きょうどう隊への継続した運営支援や水曜日に市役所玄関前で実施している授産製品販売の支援など、あらゆる面での連携強化を推進していきます。

(8) 生きがい教室の運営

高齢者の社会的孤独感の解消、要介護状態になることの予防を目的に、三島市立西小学校(平成12年開所)・東小学校(平成13年開所)・南小学校(平成14年開所)の3校の生きがい教室の運営を三島市より受託し、心身の健康維持及び教養の向上を図る各種カリキュラムを提供します。

本年度も、各教室とも男性参加者や新規参加者を増やすようなカリキュラムを企画し、地域へのPR活動にも努めるなど、効果的な運営を展開します。

(9) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣

市営加茂住宅A棟で実施している「高齢者世話付住宅(平成30年3月1日現在18世帯20名居住)」に対して、3名の生活援助員を派遣し、2交代制のシフト勤務で居住者に対する生活指導及び相談、安否確認、一時的な家事援助などの生活支援を実施します。

(10) 実習生の受け入れ

実習指導者に必要な関連知識、実習指導の意義、実習指導者としての在り方と指導方法について、養成を受けた職員を配置し、社会福祉士を目指す実習生を積極的に受け入れ、次代の福祉を担う人材育成に協力していきます。

(11) 市・県・全国社会福祉協議会会長表彰者の推薦

社会福祉の向上に功労のあった個人または団体を表彰し、社会福祉事業の進展に寄与する為、各関係団体と連携し、表彰者の推薦に取り組みます。